



は内閣の代表者である官房長官の出席を得られないと感じに思つています。それで、御都合をつけた中で四大臣が出席されておりますので、本特別委員会での審議の内容、そして結果を確実に総理大臣に伝えて、日本が二十一世紀に向けて海洋国家たるそのイニシアチブをとつていくべく総理にお伝えしていただきたいことをお願ひして、質議に入らせていただきます。

まず、総理に伺つもりでありますことでございますが、橋本総理大臣は、五月十日の衆議院本会議においてはどのよう考へていらっしゃるのか、外務大臣にお伺いしたいわゆります。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま、委員から總理の本会議における御答弁に関連しての御質問でございました。

総理から御答弁がございましたように、今回、排他的經濟水域の設定につきまして一部の水域を除外するということは行つております。そして、それじや適用はどうなのがと、こういうお話をございましたけれども、特に中国並びに韓国との漁業関係につきまして、御承知のとおり、これまでも我が国とそれぞれ漁業協定を締結してやってきております。

今回、国連海洋法条約が締結される、こういうことを踏まえまして、沿岸国は生物資源の維持に係る適切な措置をとる、そういう条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されることになるよう、両国と鋭意協議を進めてまいりたいと考えております。それぞれ既に実務者間あるいは予備的な協議というものを行つてゐるところでござります。

○風間赳君 そこで、今、外務大臣もおっしゃいましたが、特に韓国、中国との新たな漁業協定、この新漁業協定締結の際の指針はいかなるものかま

ずお伺いしたいと思いますし、現状の追認であれば漁業者は納得できないと思うんです。特に韓国が違法操業については、TACの管理が沿岸国の義務であることから、我が国が国際的な責務を果たせなくなるおそれもあり、そういう意味で自身をとつていくべく総理にお伝えしていただきたいことをお願ひして、質議に入らせていただきます。

まず、総理に伺つもりでありますことでござりますが、橋本総理大臣は、五月十日の衆議院本会議におきまして、排他的經濟水域について設定の一部除外を行わないというような答弁をされいらっしゃいます。今後の交渉事であります実際の排他的經濟水域の適用についてはどのように考へていらっしゃるのか、外務大臣にお伺いしたいわゆります。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほどの御答弁の中でございました。今後の交渉事であります実際の排他的經濟水域の適用についてはどのように考へていらっしゃるのか、外務大臣にお伺いしたいわゆります。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま、委員から總理の本会議における御答弁に関連しての御質問でございました。

総理から御答弁がございましたように、今回、排他的經濟水域の点につきましては、これは当然のことながらそういうことが起らないようになりますが、操業が行われるように求めてまいりました。

○風間赳君 外務大臣、今私はさらにもうちょっと中身の上で明確な二国間ルールをつくる必要があるというふうに主張させていたいたわけですね。ですから、一般論とか総論の形ではなくて、もう少し具体的に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) これからそれぞれ協議を進めていくわけでございますので、まだどういふふうな内容のものになるかわかりません。

○風間赳君 交渉事でござりますから、つまびらかにできない部分は多々あるかと思います。

それでは、同じく総理に伺いたいことなんですが、総理に入りするということであります。答弁で、総理は、日中間には領土問題はなく、尖閣諸島については日本の領土であると、こういうふうにおっしゃつて、そういう前提で排他的經濟水域の線引きを決めるという方針のようございます。だとすれば日中間の協議がまだお私どもの目から見るとおくれているような感が否めないわけですけれども、おくれているのは一体なぜなのかといふことがあります。

また、違法操業の点につきましては、これは当然のことながらそういうことが起らないようになりますが、操業が行われるように求めてまいりました。

○風間赳君 外務大臣、今私はさらにもうちょっと中身の上で明確な二国間ルールをつくる必要があるというふうに主張させていたいたわけですね。ですから、一般論とか総論の形ではなくて、もう少し具体的に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) これからそれぞれ協議を進めていくわけでございますので、まだどういふふうな内容のものになるかわかりません。

○風間赳君 失礼ですが、その程度の状況把握なんでもございましょうか。

○國務大臣(池田行彦君) いろいろ先ほど申しましたように、例えば中国における全人代でのいろんな動きあるいは韓国における条約の締結に関連しての動き、そのあたりについては承知しておりますけれども、中国と韓国との間の交渉の中身につきましては、これは他国との間の交渉事でもあります。

私ども関心は有し、そして注視はいたしておりますが、どこまで我が国としてそういう問題に言及するのが適切かということはいろいろ考えさせていただきたいという立場を御理解ちよだいてください。

○風間赳君 わかりました。引き続き精力的な協議を進めさせていただくことを祈念するわけでござります。

それでは、同じく総理に伺いたいことなんですが、総理に入りするということでございますが、御承知の間はどうかという点でござりますが、御承知のとおり、これは一九九二年に中国と韓国の間で国交の正常化ということがあつたわけでございまます。従来、重要な問題につきまして両国間で協議が行われておりますけれども、まだ領有協定を締結するに至つていない、こういうふうに承知しております。そしてまた、今回、両国とも国連海洋法条約を批准、締結ということになるわけでござりますので、そついた新たな事態も踏まえながら中韓間の協議が引き続き行われるものと承知しております。

特に、日中、日韓というふうに、こちら側のサイドで言うとそうでありますけれども、むしろ韓国と中国の二国間の協定は、把握している限りどんなような状況なのか。それを知つて初めて日中、日韓との協定締結交渉に向けて、ある程度探り合ふれるかも知れぬけれども、こちらも動きがとれるのではないかというふうに思われますのと、この点。

日中間の協議がおくれているのは一体なぜなのか、どういうふうにとらえていらっしゃるのか。それからもう一点は、韓国と中国の間の協議が、把握している限りどのような状況になつてゐるのかお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(池田行彦君) まず、日中間の協議でござりますけれども、これは実は四月九日並びに十日に非公式ではござりますけれども両者で協議を行つました。そして、現在次の協議について日を決めるよう外交ルートでいろいろ連絡を行つてゐるところでございます。ただ、中国の方は五月十五日に全人代の常務委員会で海洋法条約を批准することを決定しまして、現在国内の関連法の整備というようなことをやつておる、こういうふうに承知しています。そういったことも踏まえながら、これから次なる交渉の日程を詰めていきたい、こう考えているところでございます。

○風間赳君 交渉事でござりますから、つまびらかにできない部分は多々あるかと思います。

麥重要で、まさに所管は農水大臣でありまして、が、現実に今まで行われてあるいは今後も起こり得るであろう違法操業について、それを取り締まつていらっしゃるのは実際には海上保安庁さんでありますね。

したがつて、所管は鹿太大臣であろうが、現実的には海保の皆さん方がやつているということを考えますと、まさにこの両省庁間の連携をどうやって緊密につけていくのかということが大変決定的な重要な因子になるんではないかと思うわけです。

上保安庁の方にお伺いしたいのと、今まであつたかどうかは定かではありませんが、今後農水とか海保の間で、例えば連絡会議などの設置は考えていらっしゃると思いますけれども、具体的にどういうふうに進められようとしているのか、この二点について伺いたいと思ふんです。

○政府委員 萩野裕君 従来から漁法操業の取り締まりにつきましては、私どもと農林水産省との間におきまして、中央レベルあるいは地方レベルにおいてそれぞれ密接に連絡をとっております。また、現場におきましても、私どもの巡視船艇と監視取締艇との間で連絡をとりつつやっておるというのがこれまでの実績でございます。

今後、排他的経済水域が設定されまして、新たな漁業規制の展開ということで当然想定されるわけでござりますので、これに合わせまして從来以上に緊密な連携を保っていく必要があるというふうに考えております。その際、事実上これまでも連絡会議のようなことになつておるわけでございまますけれども、そうした連絡会議の設定につきましても、農水省の方と十分協議をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○風間栄君 具体的にもう少し連絡会議等の設置の中身を農水の水産庁の方からお答えいただきたいたいと思います。

○政府委員 東久雄君 ただいま海上保安庁の方からお話しのとおりでございますが、それこそ最

前線で取り締まり管理をやっておりますので、船同士の間での連絡も非常に緊密にやつておりますので、船形をとつておるだけに、中央といいますか東京の方でも、また地方の海上保安庁のそれぞれの部署とも連絡を本当に密接にやつております。そういうふう非常に突発的な形での連絡というのも必要でございますが、先ほど海上保安庁長官の方からお話をございましたとおり、連絡協議の場というもののをきちっとした形でやっていくということについて相談をさせていただきたいと思います。

○風間知君 わかりました。

次に、大陸棚に関するご質問をお聞きしたいと思ひますけれども、本法案の大陸棚の定義によりますと、排他的經濟水域の直下の範囲を超えて大陸棚が認められる場合もあるというふうになつていて、我が国において日本海はあれでしょうけれども、殊に太平洋側は具体的にどんな箇所があるのか、まず一つ教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(西田芳弘君) 国連海洋法条約のもとでの大陸棚につきましては、その定義が条約の七十六条にござります。今御指摘がありましたとおり、基線から二百海里までは海底の地形のいかんにかかわりなく沿岸国の大陸棚であるとされるとともに、二百海里を超えて大陸縁辺部が延びている場合には大陸棚の範囲は条約に定める一定限度まで主張できるということになつております。

我が國の大陸棚についてのお尋ねでございますけれども、国連海洋法条約の規定に照らしまして、我が國の大陸棚が二百海里を超えて延びている可能性につきましては、現在入念な海底調査が行われているということを承知しております。

○風間知君 具体的にそのような箇所はあるのかと伺つておるんですが、全然把握されていないということです。

○政府委員(西田芳弘君) 太平洋側にこのような二百海里を超えて延びている大陸棚がある可能性がございます。ただ、これは十分な調査をする必要がある事柄でございますので、現在そのためのことをつけておるんですが、

○風間赳君 それでは、それは調査結果を待たなければならぬといふにございましょうから、じゃ日本海側でのことになりますが、日韓、日中、については排他的經濟水域の線とは無関係に二国間協定により決定すべきものなのかどうか、一つ伺いたいと思います。

もう一つは、実際に韓国、中国、ロシアはそれぞれ我が方にに対して、日本海、東海、黄海の大陸棚の境界線についてどういう主張をしているのか、これもつかんでいる限りで結構でございます。そして、それを踏まえて日本はどういうふうに対応しようとしているのか、三つお答えいただければありがたいと思いますが。

○政府委員(加藤良三君) 日中間の大陸棚に関しては、中国側はいわゆる自然延長論を展開しておりまして、日中間の大陸棚については、沖縄の舟状海盆まで中国が主権的権利を有するというふうとを述べながら、衡平原則と呼ばれるものによつて友好的な話し合いで解決する用意があるといふふうに述べておる次第でござります。

日韓両国に隣接する大陸棚の北部に関しましては、一九七八年に発効いたしました日韓大陸棚共同境界線画定協定によりまして、原則として日韓中間線により境界画定を行つた経緯がござります。他方、南部につきましては、同年に発効いたしました日韓大陸棚南部共同開発協定が作成される過程において、韓国側は、いわゆる自然延長論に基づく主張、すなわち沖繩諸島の北側の海溝の韓國側寄りの区域は朝鮮半島の自然の延長として韓国に帰属する大陸棚であるという趣旨の主張でございますが、これを行つた経緯がござります。

ロシアは、他国との大陸棚の境界画定については国際法に基づいて行うこととしているというふうに承知いたしておる次第でございます。

これらの主張に対し我が国は、中韓ロ三国に

どのように対応していくのかということです。ますけれども、国連海洋法条約は、大陸棚の境界画定について、平衡な解決を達成するために国際法に基づいて相手国との合意によって行うというふうに定めてあります。このような国連海洋法条約の規定を踏まえながら、必要に応じて交渉を行ってまいりたいと我々としては考えております。

具体的な対処方針については、相手のあることでもございまして、今の段階でこれ以上の詳細について申し上げることは差し控えさせていただきたいと思います。

中国との間では、我が国としては、日中間の大陸棚のように相対する国における大陸棚の境界画定は中間線原則によるべきであると考えております。現在御審議いただいている排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案においても、このようないくつかの問題が存在する中で合意した中間線にかかる特段の線といふものがない限り、中間線までが我が国が沿岸国との権利を行使する大陸棚であるということが明記されておるところでございます。

日中間の大陸棚の境界画定につきましては、中国が既に国連海洋法条約締結の国内手続を了しつつあるわけでございまして、また我が国も国会の御承認が得られれば同条約を締結するという状況を踏まえまして、日中関係などを総合的に判断しながら適切に対処していくということにいたしました」と考えておりますが、いずれにいたしましても、中間線原則を基本しながら日中間の話し合いによつて行っていくべきものと考えております。

○風間赳君 今、日中間の部分については相当詳しくあれましたが、韓国については差し控えたまゝということをごりますが、どのぐらいになつたらある程度のものが見えてくるんですか。

○政府委員(加藤良三君) 韓国との間では、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、五月の九日、十日に実務者の協議が行われておりますが、これは漁業に関するものでございます。

私どもは、韓国との間でこれから経済水域に関する協議等も鋭意進めたいと思っておりますが、これは漁業に関するものでございます。

ざいますけれども、今まさに韓国との間の海洋法条約締結に伴う諸般の協議というものはまだ入り口に立つたところでございまして、私どもはなるべく早くこの協議を進捗させたいと念願しておりますところでございますし、またその努力もいたしましたいと考えておりますが、明確な見通しは現在立たない状況にございます。

○風間知君 アプローチされていらっしゃるんですか。その用意があるということですか。

○政府委員(加藤良三君) 日韓間の排他的經濟水域の境界画定に関しては、四月三十日に行われた日韓の外相会談で、早期に排他的經濟水域の境界画定交渉を開始すべきであって、その取り進め方について実務者間で意見交換を行うことでまず意見が一致したという経緯がございまして、この意見交換を踏まえて早期に交渉を開始したいといふうに考えておる次第でございます。

この交渉が開始された場合における対処方針については、現時点でそれを申し上げることができます。その用意があるということです。

○風間知君 そこで、まだその努力もいたしましたいと考えておりますが、明確な見通しは現在立たない状況にございます。

○政府委員(加藤良三君) 日韓間の排他的經濟水域の境界画定に関しては、四月三十日に行われた日韓の外相会談で、早期に排他的經濟水域の境界画定交渉を開始すべきであって、その取り進め方について実務者間で意見交換を行うことでまず意見が一致したという経緯がございまして、この意見交換を踏まえて早期に交渉を開始したいといふうに考えておる次第でございます。

この交渉が開始された場合における対処方針については、現時点でそれを申し上げることができます。その用意があるということです。

○風間知君 そこで、まだその努力もいたしましたいと考えておりますが、明確な見通しは現在立たない状況にございます。

○政府委員(加藤良三君) 日韓間の排他的經濟水域の境界画定交渉を開始すべきであって、その取り進め方について実務者間で意見交換を行うことでまず意見が一致したという経緯がございまして、この意見交換を踏まえて早期に交渉を開始したいといふうに考えておる次第でございます。

○風間知君 それではロシアとの関係で、この法案成立は、今、日ロ間の日ソ地先沖合漁業協定がござりますね、これに影響を与えるものではないというふうに考えられますけれども、その場合、その地先沖合漁業協定とTACとの関係はどうなるのか、一つは伺いたい。要するに、ロシア船に対してもTACとは関係

なく別枠で漁獲量を割り当てる事になるのかどうかが一番知りたいところであります。明快な答えをお願いしたいんです。

○政府委員(東久雄君) 先生御承知のとおり、日ソ地先沖合漁業協定でお互いの漁業水域内での漁獲量を交渉で決めております。

現在の日本の法的な根拠としては漁業の水域法でやつておりますが、今度のいわゆる漁業主権法第六条の中には同じ条項を持つておりますが、

その第三項のところにTACがあるものについてはそれを基礎としてやるということになつておりますが、TACというものの中にロシアへの割り当てが当然入ります。

ただ、ロシアとの交渉で一番大きなところは、外國周辺水域における我が国の漁業の状況を勘案しているというところでございます。要するに、日本側から向こうへ入っている漁船の漁獲というものを頭に置いて交渉している。

いずれにしましても交渉事項でございますが、TACの中の数字になるということでございます。

○風間知君 すべてがTACの中にということですか。

○政府委員(東久雄君) TACの対象魚種についてそうなります。したがいまして、それを推定し入れ込むということになります。

○風間知君 すべてがTACの中にということですか。

○政府委員(東久雄君) TACの対象魚種についてそうなります。したがいまして、それを推定し入れ込むということになります。

いまたけれども、今現在最もいいと言われている調査方法にしたつて、当然、生物資源は自律的に再生産が行われるわけですから、そういう意味では生物資源は変動するわけですね。そうしますと、今考えられている調査方法がいいと思つてたつて二年たつたらこれはそうでなくなる可能性もあると私は予測できるんです。そうすると、その科学的調査方法について一定の基準を設けるのもこれは非常に無理な話なのではないかと思うんです。

いたがつたり、あるいは船舶間で融通したりと

いう事態がもしあった場合には、特に県間で対立したような状況が起つて得る話ですから、そのときの調整のルールを含めてどういう方針で臨むのかが一つ。特に、割り当ての枠そのものが価値を

さらに現在の漁業との関係で、社会的、経済的な要因というのも勘案して決めざるを得ないといふことです。

いたがつたり、あるいは船舶間で融通したりと

いう事態がもしあつた場合には、特に県間で対立したような状況が起つて得る話ですから、そのときの調整のルールを含めてどういう方針で臨むのかが一つ。特に、割り当ての枠そのものが価値を

さらに現在の漁業との関係で、社会的、経済的な要因というのも勘案して決めざるを得ないといふことです。

いたがつたり、あるいは船舶間で融通したりと

ういうものが大体ここまででは利用できるというデータが出てくるわけでございます。

○風間知君 今度はTACの数量決定のやり方に当てるというやり方は、ある意味では牛乳の生産枠を割り当てるやり方に似ていると思ひますけれども、その枠について都道府県間で任意に融通

かが一つ。特に、割り当ての枠そのものが価値を帯びて、いわば商取引されるような事態も想定されるわけありますけれども、このところはどうですか。

○政府委員(東久雄君) まず、TACの数量でございますが、これは上限という形で定まります。したがいまして、全部それをとり切らないといけないというのではございませんし、上限に達したときにストップするという形で運営していくわけですが、またその上限に達しないよう漁獲努力量を調整していく、ないしはその過程でいろいろな調整をやっていくという形になります。したがいまして、その数量が一つの権利となるようなものではないと思つております。

○政府委員(東久雄君) まず、TACの数量でございますが、これは上限という形で定まります。したがいまして、全部それをとり切らないといけないというのではございませんし、上限に達したときにストップするという形で運営していくわけですが、またその上限に達しないよう漁獲努力量を調整していく、ないしはその過程でいろいろな調整をやっていくという形になります。したがいまして、その数量が一つの権利となるようなものではないと思つております。

それを決定する過程で、十分都道府県との意見調整をやり、現在の漁獲というようなものを一つの大きなポイントとしながらやつていかざるを得ないんだろうと思いますが、都道府県とよく話し合つ。それからまた、国の段階でもよくその状況を見ておりまして、余りにも上限との間に幅が出ている、これはやはり調整をした方がいいといふような考え方立つた場合には国の段階で計画変更という形で調整をしていくつもりでございま

す。これは権利化するというような性格のもので



これをやつていかなければならぬ。やはりTA-Cの決め方そのものにもそういう意味での社会的、経済的因素を入れながら徐々に、特に協定制度というようなものを活用しながら無理なくやっていくということが必要だというふうに考えております。

それから第二点の問題でございますが、漁獲努力量をふやす、そういう結果になつていてる部分がございますが、基本的には省エネルギーでござりますとか省力化というような方向での漁獲能力の研究開発というものを補助の対象としてきておる

ことが中心でございまして、やはり経営問題に着目した場合に、そういうふうな方向をとっていくという経営の観点からの要請もあることを御理解いただいておきたいと思います。

○政府委員(東久雄君) 構造政策という形で進め  
ておきながら、一方では今度はきちんと資源を守  
るという観点から漁獲量を少なくさせるというこ  
となんですから。

ていくときに、やはり生産性向上の方向と軌道をして経営改善をしていく。その場合に、先生御指摘のとおり、一部の漁業者の引退というような

界に伍して漁業をやっていくためには、ある意味では漁獲能力は、漁獲の技術の点では日本は最先端を行っていると思いますが、そういう技術をできるだけ高めていきながら、やはり難しいことがあります。がその両者をやっていかざるを得ないという点があるのではないかと考えております。

これは外務省管轄になるのかもしれません、いわゆるカツオやマグロ、カジキなどの高度回遊性魚種、沿岸国と漁業実績国が直接または適切な国際機関を通じて協力、特にマグロはそうですね、いて伺つたので、特定魚種について伺いたいと思ひます。

協力することになつております。なおかつそのための国際機関もあるわけであります。おのの魚種について、特に我が国周辺の部分とマグロと分けて考えたいと思いますけれども、日本と協議をするべき国がどんな基本的スタンスをとっているの

ござりますけれども、韓国はそうでもないですが、最近では中国それから台灣船の今の操業の状況を見ておりますと、大変その辺の問題があるということで、太平洋並びに中西部太平洋、これはちょっと福島県から南のところあたりでございますが、この両方の地域にせひそういう国際的なマグロの管理機構というものを設けていき

れを一つ伺いたい。  
もう一つは、これはIWC総会だけじゃなくて、  
今後もこのサンクチュアリーに見られるよう、科  
学的な調査すら受け入れられないという国があつ  
て、したがつて捕獲頭数すらも算出できないと、  
極めて感情的な対立が続いているわけですね。こ  
の状況を打開するための方策ありやなしやとい  
うことを伺いたいと思います。

きてくれておりますて、私の方で五月にアメリカとも相談をいたしまして北太平洋の科学者の会議

員会においては、我が國の主張が認められることは必ずしも容易ではございませんけれども……

いうところから入りましたけれども、我々がやはりリーダーシップをとつて何らかの国際的な管理機構へ持っていくたいというふうに考えております。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘のとおり、I

○風間純君 今度の六月二十四日からイギリスで開かれる予定のIWC総会について伺いたいと思ひますけれども、アメリカ側がマカインディアーンのためのコククジラ五頭の捕獲を要求するらしいのです。どうぞお聞きください。

である「ミンシミナリ」というよりも、さらに上の政治的レベルにアプローチしなければならぬとい

るべきだと思うんですね。

そこで、お聞きしましたところ今度のイギリスのIWC総会には大臣はおいでにならないといふことを伺っています。経済局の漁業室長さんがトップで行かれるということになりますけれども、これは昨年賛成に回ったドイツ、スウェーデン

迎えられるとは思いません。私どもやはりサンクチュアリーの問題でございますとかそれから調

く上で。もう一つは、反捕鯨国に対する我が国の捕鯨の理解をどうやって求めていくのかということが大事になると思うんですけども、そういう意味で、IWC総会での日本の出席する方針、こ

六

第でございます。

○風間祐君 昨日の参考人質疑の中でも参考人がまさにおつしやつていきました。日本の科学委員会での評価は大変なものだ、しかしIWC総会での日本の立場はさんざんたるものがある、科学委員会での評価をどうIWC総会につなげていくのかがキーになるだろう、政府に要望したいということがあればまさにそこだというふうにきのうおしゃつていた参考人がいらつしやいます。

実は、鯨を食べたいんですよ私は個人的には大臣も恐らくそうだと思うんです。そうかどうかはわからないような農水大臣は顔をしていますけれども、食べたいという要求に大臣もپシュしていかなきやだめだというふうに私は思いますのでぜひよろしくお願ひしまして、私の質問を終わらせいただきまます。

○高野博師君 平成会の高野でございます。

奥野元文部大臣が、従軍慰安婦は募集されて参

加した商行為で、強制ではなかつたという発言をされました。

きのうの五日、韓国のマスコミ等で一斉に妄言と批判されている。また、ソウルの日本大使館前でデモがあつて、従軍慰安婦たちの人权を踏みにじる反人類的発言などの声明を発表し、それから、ワールドカップの共催を成功させ

るには国際法に基づく謝罪と補償が行われなければならないという批判もありました。奥野氏自身も、こんなことで騒いでいることはワールドカップの共催は必要ないとまで発言されています。

そこで、総理にお伺いするということを準備をしてきたんですが、総理がいらっしゃいません。

総理はきのうの新聞記者の要求に対しまして、話が大きくなるということでコメントを拒否されてしまうあります。重大な問題でありますので、おつコメントをお願いいたします。

○國務大臣(池田行彦君) 奥野議員の発言については、報道では承知しておりますがそれ以上のこ

とは承知しておりません。

いずれにいたしましても、いわゆる従軍慰安婦問題につきましては、政府といたしましては、誠実に調査を行いまして、平成五年の官房長官談話におきまして、いろんなことを明らかにしておりまます。すなわち、「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たつたが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」、こういふように官房長官談話で明らかにしておりまして、政府として、従軍慰安婦としてあまたの苦痛を経験された方々に心からのおわびと反省の気持ちを表明してきているところでございます。

○國務大臣(鳴井善之君) 今、外務大臣からお答えをされたよろしくお待ちであります。外務大臣(大原一三君) 奥野先生がどういう発言をされたか、私つまづらかにしておりだと思うんであります。

○國務大臣(大原一三君) 今、外務大臣がおつしやつたとおりだと思うんであります。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○高野博師君 それでは、日韓関係の竹島問題についてお伺いいたします。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○國務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、韓国との関係におきましては、三月二日に日韓の首脳会談が行われまして、そこで橋本總理の方から竹島問題につきましての日本の立場は一貫して

いるということを明確にした上で、国連海洋法条約の批准に伴い生じ得るいろいろな問題につきましては、竹島の領有権に係る問題とは切り離しながら協議していく、こういうことで合意したことになります。

切り離すと申しますのは、一方において竹島問題については今後とも平和的解決を図るために外交的努力を重ねていく、そして他方において、排他的經濟水域の境界画定につきましては、韓国と

の協議によりまして海洋法条約の趣旨を踏まえながら双方にとって受け入れ可能な合意を達成したい、そのため銳意努力していくことでございまして、決して棚上げ、放置しつ放しにする、そういうことではございません。

○高野博師君 それでは、尖閣諸島問題についてお伺いいたします。

○國務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話をございましたが、その見解を支持しております。

○高野博師君 それでは、日韓関係の中で竹島問題について、これまで何度も取り上げられていましたので簡単に触れたいと思うんですが、日韓双方とも固有の領土であるという主張をしている。我

が国が韓国に対して行っている抗議は、韓国によ

る領有を中止させる上で決して十分ではないと私は思っております。また、この竹島問題を棚上げ

すべきではない、棚上げすれば韓国側が埠頭建設

等によって行っている実効支配を追認しかねない、そしてまた北方領土とか尖閣諸島問題にも影

響を与えるというふうに思っております。

何回も政府の答弁を聞いておりますが、念のためお伺いいたします。どのようにとらえておられ

ますか。

今私が申し上げました五つの島に建立しております。

○高野博師君 実効的支配という観点から、それで十分だとお考へでしようか。

○政府委員(加藤良三君) 実効的支配というものが確立するためには、国家活動が平穡かつ継続的に行われることが必要であるという要件がございまます。が、歴史的に見ましても、国際法的に見ましても尖閣諸島が我が国固有の領土であることは間違いないわけございます。それに加えて、今申し上げましたような意味での措置を通じて、現に我が国が実効的にこれを支配していることは明らかだと思っております。

○高野博師君 我が方の実効的支配を確実にするという点で、もつと目に見える形で、例えば韓国が竹島に対する行つて行つてるように、港湾等の建設とかそういう措置を講ずることは考えていいんでしょうか。このままだと将来の日中交渉で我が国が不利にならないかどうか、いかがでしようか。

○政府委員(加藤良三君) 繰り返しになつて恐縮でございますが、私どもいたしましては、まず歴史的にも国際法的にも尖閣諸島が我が国固有の領土であるということは非常に明らかである。それと加えて、我が国は今申し上げましたような措置を通じてこれを実効的に支配している。そういうことから、そもそも領有権についていざれかの国と話し合いを行へば筋合いのものではない、また政府としてそうした話し合いを行う必要は考えないという立場をとつておるわけでございまます。そういう実効的支配が明らかな状況でございまますので、尖閣の実効支配の根拠としてさらに施設を建設する必要があるとは必ずしも考えておりません。

○高野博師君 ことしの二月に中国がこの尖閣諸島東北海域で石油採掘らしい活動を行つた、あるいは四月には中国とフランスの海洋調査船が日中の中間線を越えて日本側の沖縄西方海域で海洋調査を行つた、これに対して政府が調査目的等を問

い合わせた、中国側からは回答はないという、これは報道なんですが、その後回答があつたでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) その後、特に中国側から回答はないと承知いたしております。

ただ、いずれにいたしましても、我が方といたしましては、中国船もそうですが、その他の外国船も含めて、我が国の同意を得ることなく我が國の大陸棚に関する調査を行つてゐる可能性があると認められるような場合には、外交ルートを通じた申し入れということを行なうなどして適時対処してまいりております。

○高野博師君 中國の考え方というのは、海を押さえたものが資源をとる、先に開発したものが優位を占める、そういう考え方を持つていていうことが言われております。

そこで、中国側は、この海洋法条約を五月十五日に批准した。これをてにして海洋権益の確保の姿勢を一段と鮮明にするんではないかと言われております。そのため海軍力の増強に力を入れていると、これは国家戦略とともに言われております。こういう中国の考え方あるいは動きに対しても政府はどういうふうにとらえているんでしょう。

○政府委員(加藤良三君) 御指摘のございましたような最近の中国船の活動と五月十五日の中国による国連海洋法条約批准の決定、これがいかなる関係にあるかということについて憶測を申し述べることは差し控えたいと存じます。

しかし、我が国としては、先ほども申し上げましたように、中国船を含む外國船舶が我が國の同意を得ることなく日本の大陸棚に関する調査を行つてゐるといふに思つてゐる。今後とも、我が國の大陸棚に関する権利が侵害されることのないよう適切な措置を講じてまいりたいというふうに思つてゐるわけでござります。

す。

記事で、中国が尖閣諸島あるいは南沙諸島等の掌握に熱心なのは、この地域に眠つてゐる石油だけが目的ではない、経済的自信をつけ始めた中国が悲願の祖国統一に動き始めたと見るべきである、すなわちかつて西欧や日本によって分断された島々等を一つ一つ拾い上げていく、そういう長期戦略を描き始めたと、こういう論評を行つております。

期戦略を描き始めたと、こういう論評を行つております。

中国が改革・開放路線の中で石油の消費量がふえている。九三年からは石油の輸入国になつていいあるいは人口が十二億、十三億という中で食糧増産が必要である。そういう中で、海洋食糧の確保ということが必要になつてくることは自然なことだと思つておきます。

我が国は、領土問題あるいはエネルギー、食糧、環境問題等も含めて総合的な長期戦略というか国家战略といふものがいいのではないか。そういう中で、果たして二十一世紀に日本は生き残れるのかというか、どうなるんだろうという、私は個人的にはそういう考え方を持つておりますが、大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(池田行彦君) 中国は非常に大きな人口を持つていて。そしてまた、現在、改革開放路線に基づきまして経済発展に努めておる、こういうことは事実でございまして、またこれからもそういう勢いが続くならば、二十一世紀のかなり早い段階において全体としての経済規模では世界一になるんじゃないかなと、こういう見方も行われてゐるところでございます。

それに伴いまして、食糧の問題、エネルギーの問題、あるいは御指摘ございました環境の問題も含めて、いろいろ解決しなくちゃいけない課題があるというのは事実でございまして、そういうのは韓国とも協力しながら適切に進めてまいりました。このように経済発展を続けていく、との間で安定した友好的な関係を維持していく、そしてともにアジア太平洋地域の主要な国家としてこの地域、さらには世界全体の安定と発展のために協力していくという関係をいかに構築していくか、これがやはり日本外交の最重要課題の一つであろうと考えております。

委員御指摘のような論評がたくさんあるのは承知しておりますが、それを懸念としてとらえるのではなくて、とにかくそういう懸念が現実のものにならないように、むしろ相互依存の関係、そしてお互いの協力によってその地域の発展を実現していくという好ましいサイクルをつくり上げてまいりたい、こう考える次第でござります。

○高野博師君 それでは、もう一度日韓関係に戻りまして、先般、サッカーのワールドカップの共同開催が決定されました。この決定に対して政府はどういうお考えを持っておるでしょうか、評価についてお伺いいたします。

○國務大臣(池田行彦君) このほど、アジアで初めてのワールドカップの大会が二〇〇二年に日韓共同で開催されると、こういった方針が国際サッカー連盟の理事会で決定されたところでございます。

これまでのワールドカップに関する経緯について、殊さらとりたてるつもりはありませんけれども、二、三ちょっと気になりますのでお伺いしたいと思います。

去る五月二十八日のワールドカップ招致委員会の会合で、政府関係者は単独開催について、日本招致に手こたえを感じてゐるということを何度も繰り返して述べられておりました。私も安心しております。

これから具体的な詳細の部分についてはFIFA A自身において年末にかけて協議されるようですが、いざれにいたしましてもアジアで初めて開かれる大会でございます。この大会が成功裏に開催され、世界のサッカーの発展あるいはスポーツを通ずる国際的な親善友好の関係が進展するということを強く期待するわけでござりますし、またそのことがひいては日韓関係全般、日韓友好の推進にもつながることを期待したいと思つております。

そして、基本はサッカーの世界が主体となつて進められるところではございませんけれども、やはり政府サイドで協力しなくちゃいかぬ事柄も随分あります。

問題に対応する場合に、他の国との間でいろいろな関係が、関連する事柄が出てくるんじゃないかなという論評もたくさんあるのは承知しております。

は韓国とも協力しながら適切に進めてまいりました。こう考えております。

○高野博師君 共同開催が決まった以上は、これを成功させるべく全力で取り組むというのは当然でありまして、離しい日韓関係の現状からして共同開催というのは一つの見識ではないかなと、前向きに歓迎するということは私も同感であります。

ただ、先ほど私が述べました奥野氏の発言のように、こんなことで騒いでいるうちはワールドカップの共催は必要ないと、こういう発言自身はやはり日韓関係にとって好ましくない、私はそう思います。こういう発言が日韓関係に悪い影響を与える、あるいはアジア諸国から信頼を得られないということであつて、私は極めて遺憾だと思います。

これまでのワールドカップに関する経緯について、殊さらとりたてるつもりはありませんけれども、二、三ちょっと気になりますのでお伺いしたいと思います。

去る五月二十八日のワールドカップ招致委員会の会合で、政府関係者は単独開催について、日本招致に手こたえを感じてゐるということを何度も繰り返して述べられておりました。私も安心しております。

これたえというのは一体いかなる根拠に基づいていますか、どの程度正確な情報を持っていたのか、お伺いしたいと思います。

それに伴いまして、食糧の問題、エネルギーの問題、あるいは御指摘ございました環境の問題も含めて、いろいろ解決しなくちゃいけない課題があるというのは事実でございまして、そういうのは韓国とも協力しながら適切に進めてまいりました。このように経済発展を続けていく、との間で安定した友好的な関係を維持していく、そしてともにアジア太平洋地域の主要な国家としてこの地域、さらには世界全体の安定と発展のために協力していくという関係をいかに構築していくか、これがやはり日本外交の最重要課題の一つであろうと考えております。

こうした招致委員会、招致議連、政府の諸般の働きかけを通じまして、二〇〇二年ワールドカップ

プ大会が我が国で開催されることの意義等について関係国や理事の間に相当の理解が得られたといふに我々感じた次第でございまして、今、先生が言及された発言も、それを指して手ごたえを感じたと述べたものと考えます。

ただ、御承知のとおり韓国も大変一生懸命な努力を行つて来たことも事実でございます。先生が言及された発言者も含めまして関係者の間では、いずれもこの招致合戦というものは大変な接戦であるという認識はございまして、最後の最後まで最善の努力を尽くすべきであるという認識ではみんなが一致して来た、そのように考えております。

○高野博師君 私もそういう認識をしていたんで

すが、この共同開催が決定した後、テレビのイン

タビューリーを見ていましたら、あるFIFAの理事

が、日本の在外公館の大使からは一回電話があつただけだと、韓国からは十五回もあったと。イン

タビューリーを見まして私も驚きました、一体これはどういうことなんだ。その理事は多少オーバーな表現をしたのかもしれません。いずれにしても、この働きかけあるいは運動について韓国と相当の差があつたんではないかなという私は印象を持ちました。

私も実際にワールドカップについては関心を

持つておりまして、あえてこれまで外務委員会で

三回ほど取り上げて、ぜひとも政府の側面的な協

力をお願いしたいと大臣にもお願いした経緯がござります。そういう中で、このFIFAの理事の

インタビューリーの発言を見まして、ほかの国の理事

に対しても同様のアプローチしかしなかつたとす

れれば、これだけ日本国民が大きな関心を持つてい

る、日本招致に対する願望を持つてているというこ

とに對して政府当局は真剣に受けとめていなかつたんじやないかということになるわけで、これは問題ではないか。

というのは、これから二〇〇五年の愛知県の瀬

戸市の万博あるいは二〇〇八年の大阪のオリン

ピック招致というような招致合戦も始まると思うわけですが、これらを踏まえて政府の見解を伺い

ます。

○政府委員(原口幸市君) 二〇〇二年のワールド

カップの日本招致活動につきましては、いろんな

対応というものが得たと思ひます。外務省

は総理特使の派遣、それからFIFA理事の在住

国地域において世論形成に影響力を持つ有力記者

を我が国に招待するなど、積極的に支援活動を展

開してきたところでございます。

海外におきましても、FIFA理事の在住国地

域を中心に、大使、総領事等から理事本人、それか

ラサッカーの関係者、政府要人、マスコミ等に対

して働きかけを行つとともに、百を越える在外公

館におきまして広報及び情報収集活動を実施した

次第でござります。

○高野博師君 共同開催についてはさまざま難し

い点があるということはもう御承知のとおりであ

ります。一々言及しませんが、開催まであと六年

あるわけで、真剣にじっくり取り組んでもらいた

いと思います。

この開催に当たつて、韓国との関係で事ある二

とに竹島問題とかあるいは歴史認識とか従軍慰安

婦とか、こういう問題を突きつけられて日本側が

譲歩させられるというか押し切られる、こういう

ことがあつては、スポーツの世界に政治を持ち込

むという点で好ましくないんではないか。この

ワールドカップをめぐって戦争になつたとかある

いは国交断絶になつたという例は過去にあるわ

けで、政府としても十分な配慮が必要ではないか

など私は思つております。

それで、さまざま困難を克服してワールド

カップの共同開催を盛大にかつ成功裏に実施する

ことができれば、日韓両国の相互理解が深まつて

信頼友好の協力関係が強化されて日韓の新しい時

代を築くことになるのではないか。これは極東そ

してアジアの平和と安定にも大きく貢献すること

になるんではないか、ワールドカップをそのため

思つております。

ちなみに、アジアでは韓国、中国とも立候補し

てゐることでありますので、この裁判所が

いふことだと聞いていますので、この立候補に

伺ひまして、人格、見識、知識、全く申し分のない

立派な学者だと私は思ひまして、海洋法の第一人

者という印象も受けました。

それで、この条約の批准を急ぐ一つの理由が、

六月中に批准をしないと立候補の資格がなくなる

ということです。きのう参考人として同教授の意見を

伺ひまして、人格、見識、知識、全く申し分のない

立派な学者だと私は思ひまして、海洋法の第一人

者という印象も受けました。

そこで、農水大臣にお尋ねをいたします。

まず、排他的經濟水域における漁業等に関する

主権的権利に関する法律案の附則第二条には、政

令で適用除外の期限を定められる、こうあります。

この政令は、いつ、また期限をどのくらいにして

定めるのか、これをまずお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(大原一三君) 韓国、中国との間に漁

業協定が現在ををしているわけでありまして、新し

い海洋法における二百海里の漁業主権を主張する

ためには早急にこの日韓、日中漁業協定の改定が

必要であることは御指摘のとおりであります。

思つております。

この共同開催は、サッカーの歴史あるいは世界

のスポーツの歴史に残る重要な意味を持つことに

なるんではないかと思うんですが、最後に大臣

の御見解をお伺いいたします。

もなるんではないかと思うんですが、最後に大臣

が既に候補を指名しているということをございます。

そうしてまた、先ほども申しました、また委員

も御指摘なさいましたように、これを成功に導く

ことを通じて、日韓関係全般につきましても友好

親善の関係がさらに高まっていく、そういう

ことにつきまして結びついてくればと期待しておる

し、我々としてはそういうことを念頭に置きな

がら取り組んでまいりたい、こう思います。

そうしてまた、先ほども申しました、また委員

も御指摘なさいましたように、これを成功に導く

ことを通じて、日韓関係全般につきましても友好

親善の関係がさらに高まっていく、そういう

ことにつきまして結びついてくればと期待しておる

し、我々としてはそういうことを念頭に置きな

がら取り組んでまいりたい、こう思います。

海洋法条約を御承認賜りましたら、それをきっかけとしてさらに一段と各国に働きかけ、山本教授

がいかに適任であるかということに理解を得て当

選を期してまいりたい、こう考えている次第でござります。

しかししながら、我が国といたしましては、この

海洋法条約を御承認賜りましたら



るまでの間はこれまでの延長線ではなく、政府が責任を持つて対策を講ずるべきだと思うんですね。が、いかがですか、農水大臣。

○政府委員(東久雄君) 先日、大臣から本会議でお答えいたしましたが、先生にもう少し細かく、ちょっと私の方から御説明させていただきたいと思います。

二百海里になつたからといつて外国船を締め出  
すということではございません。したがいまして、

外國船による被害というものがなくなるなどいうことを意味するものではございません。今の体制からいきますと、やはり加害者といふものがある被害につきましては、これは加害者の民事案件であるというのが基本的な国姿勢でございます。したがいまして、国が補償金といふようなものを支払うことは極めて困難でございま

しかし、それは言いながらやはり漁業の経営の実態にかんがみて低利融資という形でまず漁具などの復活されるのが通常でございます。その後に大体、韓国漁船、中国漁船による漁具被害の場合は民間取り決めがございまして、その民間取り決めの協議で処理する形になつております。民間協議につきましても、協議がスムーズにいくようについて事務的な経費を含めて支援をしております。また、日中、日韓の漁業の会議におきましても、このスマートな解決ということを常に我々は要求しているというのが現在の状況でございま

その被害を受けた漁民のための補償を具体的に検討すべきではないか、このように私は強く要求したいと思います。

次に、時間もありませんので、これも本会議で申し上げたところなんですが、輸入制度についてなんです、輸入規制についてなんです。

に重大な損害を与える、またはそのおそれがあるような場合であって、かつ当該輸入の増加と重大な損害との間に因果関係が存在することが客観的に立証される場合にとどめることができるとされております。逆に言えば、客観的にその因果関係が証明されない場合には発動することはできないという

ちよつと無理ではないかと考えます。  
○須藤美也子君 時間が参りましたのでこれでや  
めますけれども、大臣の皆さんにお願いしたいこ  
とは、今の日本国民の立場、農民の立場、漁民の立  
場、商工業者の立場、そういう人たちの暮らし、ぜ  
ひ現場の立場に立って政治を進めていただきた

セーフガードの発動なんですが、五月三十一日の本会議で、セーフガードの発動に対する私の質問に対し、その輸入の増加率はセーフガードを適用する水準には達していない、こう答弁されま

必ず規定されております。  
○須藤美也子君　ということは、重大な損害が客  
観的にはそういう因果関係も含めて与えられてい  
ないという見方なんですか。

い、政策的な問題提起をしていただきたい、こういうことを強く申し上げて、終わります。  
ありがとうございました。

私は、五月十四日、ホタテの輸入規制等に関する質問主意書を出しました。そのセーフガードの発動を検討するよう、要求したわけですが、三十二年の一年の答弁書の中では、ホタテの輸入量が、九一五年が五十八トンから九五年には七百九十四トン、

（政府委員（東久知君））まず最初に、本会議での須藤先生の御質問はホタテに限つた御質問ではなかつたと思います。

魚の輸入全体といふことと「ございましたので、その増加率は、御存じのように、えさ用の魚粉のことは除きますと、対前年、平成七年で一〇・三%という増加になつてゐる事実をつかまえて申上げます。」

私は、今回の一連の海洋法規、これはまさしく画期的なものであると思ひますが、この中で、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案というものは、私は大変敬意を表するもので、非常に立派なアクセスであるといふふうに思つております。ただ、この中で非常に問題になりますのは、この法律のコアとして可能な魚類量という規定がござ

約十四倍にも増加しているんです。五十八トンから七百九十四トンですから十四倍です。さらにホタテ調製品は一万吨以上にもなっています。ところが、橋本総理は私の本会議での質問に、サーフガードの発動が困難な理由として「輸入急増の事実がない」、こう答弁しています。約十四倍に増加しているのに輸入急増とは言われないのでしょうか。総理の答弁は事実に反しているのではないだろうか、このように私は思われるを得ない。そういう点では、WTOではサーフガードの発動の権利をそれぞれの国々に認めているわけですが

それで、ホタテでございますが、今十倍云々と  
いうことがございました。これは先生の質問主意  
書の中でもはつきり申されておるよう、輸入が  
増加していること、その結果、国内産業に重大  
な被害を生じているか生じるおそれがある、その  
二つが一般セーフガードの発動の基本要件である  
というふうに明確に書いてござりますように、こ  
の二つの問題がございます。

そこで、ホタテについて申し上げますと、一  
し」にたまはすてあるうどんなんば角してお  
ます。

さいます。このシステムについては先ほど御質問がございました。私は、この可能な漁獲量というのは、海洋法規の研究会の説明を読んでみますと、これは非常に科学的知見に基づくとかいろいろなことが書いてあってたんですねけれども、実はよくわからなかつた。きょう説明を聞いて初めてよくわかりましたので、これは質問を省略いたしました。

それで、もう一問お願いしたいと思いますのは、これもちょっと先ほどお話をございましたのででくるだけアプローラーようにいたしますが、尖閣列島も同じでござります。

す。ですから、外務大臣どうなんでしょう。そのセーフガードが発動できるのは、一体輸入量がどうな水準に達した場合セーフガードが発動できるのか、そこを納得できるよう答弁していくいただきたいと思うんです。

は、生産量はむしろ増加をしてきておるわけでござります。日本のホウテの生産量は、私の資料では五十万トンぐらいございます。それで、輸入が、これはちょっと殻をつけたりつけなかつたりといふ問題がござりますので必ずしもそのまま対比は

島の問題でござります  
私、かつて会社におりましたときに石油開発をやつておりますて、尖閣列島の鉱区を取得しておりますわけでございます。ところが、この鉱区の設定については、最初は台湾が鉱区を設定しております。

○政府委員(野上義二君) 御指摘のように、セーフガード措置は輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のためにWTO協定上認められる緊急措置でございます。

できませんが、先ほど先生お話しの七百九十分、ぐらいたと思ひます。

す、それからアメリカが認定をしております。それから韓国もアプローチをしております。私どもはアメリカから鉱区を譲つてもらつたんですけども、そういう非常に難しいところでございます

反操業をやつたり乱獲をやつたり、そういう中で大変な被害を受けている日本漁民のために、ぜひ

第三十部　海洋法条約等に関する特別委員会議録第五号　平成八年六月六日　【參議院】

問題は三つの局面に分かれると思いますが、一つは領有権、それから一つは漁業権、もう一つは鉱業権であろう、こういうふうに思つております。三つ関連しておりますけれども。

初めの領有権についても、先ほど、実効支配それがから歴史的な理由でこれはもう間違いないんだ、あえて瘦た子を起こさなくていいんだと、こういうふうな御説明があつたんだけれども、これはそんな簡単なものではないと思います。京都大学の井上先生が尖閣列島は中国の領土であるという本を書いています。それのみならず、彼を利用するようないろんな記事なんか出ておるわけありますから、これは日本のもので大丈夫なんだということではなくて、日本はもつといろいろな面で自己主張をされた方がいいというふうに思つておるわけであります。

それから、漁業権の問題については、これも難しい話が残つておりますけれども、日中間、日韓間、あるいは韓中間、そういったいろんな交渉の中で具体的に積み上げられてある結果が出てくるんだと思いますが、これもやはり、例えばさつきのTACの日本のすばらしい制度といったような同じスタンダードで議論ができるのかどうか、その辺について私は大変疑惑の念を持つております。この辺がうまくいかどうか。

それから、三番目の鉱業権の問題については、今申しましたように四ヵ国もアプローチしている。中国は大陸棚の延長線である。それから台湾もそう言つております。韓国もそう言つております。日本はその中でどういうふうな主張ができるのか。これについて、現在の外務省のお考え方なりあるいは通産省のお考え方なりをお伺いしたいといふふうに思つております。

漁業権の問題は、先ほど来いろいろ御説明がございましたから結構でございます。

○國務大臣(池田行彦君) 尖閣列島の問題については、先ほども政府委員から答弁しておりましたけれども、我が國固有の領土であることは歴史的

にも国際法上も疑いがないことで、しかも現に我が国有効支配しているわけでございまます。そういうことで、私どもは尖閣諸島の領有権をめぐって解決すべき問題はそもそも存在しない、こう考えております。これは海洋法条約締結には構えていて済むのか、もつと自己主張すべきではないかという点でござります。我々はその後も変わりない、同様であると考えております。

しかし、今、委員御指摘のところは、そんなのそもそも領有権の問題はないとは考えておりますけれども、適当な機会があればその根拠も明らかにすることも考えてみたいと思います。時間が関係でございます。簡単に申しますと、我が国はたしか明治十八年からですか、当時の沖縄県当局等を通じまして政府が調査いたしまして、それに基づいて、明治二十八年に正式に閣議決定を行つて我が國の領土といたしました。その調査によつて科学的にあるいは歴史的に我が国が領有するということが疑いがない、確信を持つてそういうことにしたわけでござります。

自來、何ら問題なく推移してまいりまして、それがその後サンフランシスコ条約だとあるいは沖縄の施政権が返つたことがありましたけれども、そういうときでも我が國のそいつた主張については何の疑惑も差し挟まれなかつたわけでございます。

それが、昭和四十三年にエカフェの調査である。中国は大陸棚の延長線である。それから台湾もそう言つております。韓国もそう言つております。日本はその中でどういうふうな主張ができるのか。これについて、現在の外務省のお考え方なりあるいは通産省のお考え方なりをお伺いしたいといふふうに思つております。

漁業権の問題は、先ほど来いろいろ御説明がございましたから結構でございます。

○國務大臣(池田行彦君) 尖閣列島の問題については、先ほども政府委員から答弁しておりましたけれども、我が國固有の領土であることは歴史的

鉱業権についてのお尋ねでござりますけれども、ただいま外務省からも御答弁がございましたように、尖閣列島の領有権について疑いがなく、またこの周辺海域につきまして我が国の主権を主張するべき立場にあるという考え方でございます。

うち一部であります鉱業権につきましてもそくは、その一部であります鉱業権につきましてもそれを構えていて済むのか、もつと自己主張すべきではないかという点でござります。我々はそもそも領有権の問題はないとは考えておりますけれども、適当な機会があればその根拠も明らかにすることも考えてみたいと思います。

時間が関係でございます。簡単に申しますと、我が国はたしか明治十八年からですか、当時の沖縄県当局等を通じまして政府が調査いたしまして、それに基づいて、明治二十八年に正式に閣議決定を行つて我が國の領土といたしました。その調査によつて科学的にあるいは歴史的に我が国が領有するということが疑いがない、確信を持つてそういうことにしたわけでござります。

自來、何ら問題なく推移してまいりまして、それがその後サンフランシスコ条約だとあるいは沖縄の施政権が返つたことがありましたけれども、そういうときでも我が國のそいつた主張については何の疑惑も差し挟まれなかつたわけでございます。

それが、昭和四十三年にエカフェの調査である。中国は大陸棚の延長線である。それから台湾もそう言つております。韓国もそう言つております。日本はその中でどういうふうな主張ができるのか。これについて、現在の外務省のお考え方なりあるいは通産省のお考え方なりをお伺いしたいといふふうに思つております。

漁業権の問題は、先ほど来いろいろ御説明がございましたから結構でございます。

○國務大臣(池田行彦君) 尖閣列島の問題については、先ほども政府委員から答弁しておりましたけれども、我が國固有の領土であることは歴史的

その証拠だと私は思いますので、これはやはり日本との権益が侵されそうな危険性のあるときにはどうしそしクレームを発するなり警告を発するなりと

いうことをやりになつていただきたい。そうしないと、いつの間にか逆に実効支配されてしまふというふうに私は思いますので、これは老婆心でござりますけれども、ぜひ大臣にお願いをしたい、こういうふうに思つております。

それから、開発の問題については留保中であるということであります。そんなことはないんで、私どももちろんと鉱区を取得しております。石油資源で私どもはちゃんと鉱区を取得しております。だから、これはお答えが違うんだと思うんですけども、これも中国なんかのそういうアクションをただ見てはいるだけではなくて、やっぱり通常省からも警告を発せられる必要があるというふうに私は思います。

時間がたちましたので、私の質問はこれで終ります。

○委員長(寺澤芳男君) 他に御発言もないようですが、九案件に対する質疑は終局したものと認めます。

これより九案件に対する討論に入ります。

まず、海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求める件について採決を行います。

本件に賛成の方の挙手を願います。

○小島慶三君 今、三省の大臣以下からお答えがございました。私は、大臣にお言葉を返すようですが、最近の中国の姿勢というもののから見ているところへ一歩向つていくのは無理があるという状態でございます。

○小島慶三君 今、三省の大臣以下からお答えがございました。私は、大臣にお言葉を返すようですが、最近の中国の姿勢というもののから見ているところへ一歩向つていくのは無理があるという状態でござります。

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、領海法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よつて、本件に賛成の方の挙手



本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、田村秀昭君から発言を求められておりますので、これを許します。田村君。

○田村秀昭君 私は、ただいま可決されました領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、新緑風会、二院クラブ及び新党さきがけの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

国連海洋法条約の締結及びその関連法の施行

により、新たに接続水域や排他的経済水域が設定され、密航・密輸等の犯罪の防止、海洋環境の保護・保全、漁業秩序の維持等様々な分野で管轄権を行使することが可能となる。

よつて政府は、海上における取締りを的確に実施し、海洋国としての国益の確保に資するため、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一 接続水域や排他的経済水域の設定等、海洋をめぐる新たな制度が導入されることを踏まえ、海上保安庁の人員・巡視船艇・航空機等の体制について、今後一層の整備充実を図り、関係省庁との連携を密にして、海上における取締りを的確に実施できるようになります。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(寺澤芳男君) ただいま田村君から提出された、委員各位の御賛同をお願いいたします。

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よつて、田村君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、亀井運輸大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀井運輸大臣。

○国務大臣(亀井善之君) ただいま御決議いたしました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、運輸省として十分努力をしてまいります。

○委員長(寺澤芳男君) 次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、九案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(寺澤芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時十八分散会



平成八年六月十四日印刷

平成八年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局